

市房鳥獣保護区市房特別保護地区の指定について

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

市房鳥獣保護区市房特別保護地区
鳥獣保護区特別保護地区の所在地
水上町

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和 7 年（2025 年）11 月 1 日から令和 17 年（2035 年）
10 月 31 日（10 年間）

(3) 指定面積

56 ha

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当地域は、林相地形が変化に富み、溪流が多く森林性の鳥類が質、量ともに多彩であり九州中央山地国定公園第 1 種特別地域に指定されている。また、希少野生植物等の貴重な植生に恵まれ、ニホンカモシカ等の貴重な鳥獣が生息しており、鳥獣保護区として適している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、市房特別保護地区の区域は、植物群落保護林に指定されるなど貴重な天然林で構成され、良好な自然環境が維持されており、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護と鳥獣の生息地の保護を図るものである。

2 指定までの経緯

・令和 7 年（2025 年）9 月 9 日

知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、環境審議会長へ諮問。

・令和 7 年（2025 年）9 月 17 日

環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。

・令和 7 年（2025 年）10 月 3 日

環境審議会鳥獣部会において審議。その結果、諮問のとおり決議。

・令和 7 年（2025 年）12 月 16 日

環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。

白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区の指定について

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の所在地

あさぎり町

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)
10月31日(10年間)

(4) 指定面積

150ha

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当地域は、白髪岳を中心とした地域であり、天然林が多く、数多くの溪谷がある。このような自然環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生息に適している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、白髪岳特別保護地区の区域は、貴重なブナの天然林となっており、国の自然環境保全地域に指定されている。このように良好な自然環境が維持されており、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである

2 指定までの経緯

・令和7年(2025年)9月9日

知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する第4条第4項の規定に基づき、環境審議会長へ諮問。

・令和7年(2025年)9月17日

環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。

・令和7年(2025年)10月3日

環境審議会鳥獣部会において審議。その結果、諮問のとおり決議。

・令和7年(2025年)12月16日

環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。

第13次鳥獣保護管理計画事業計画変更の概要

1 鳥獣保護区の変更

現 状 48 箇所 46,767ha

R4 変更 48 箇所 183ha の面積増

R7 変更 47 箇所 44,799ha(2,151ha の面積減少)

※本県は、国の鳥獣保護区における指定区分及び指定基準に基づき、森林面積が概ね 10,000ha ごとに一箇所選定、一箇所あたり面積 300ha 以上の指定に努めてきた。

今回の変更にあたっては、これまで指定した鳥獣保護区の配置等を踏まえ、保護すべき鳥獣を明らかにし、その鳥獣の保護を適切に考慮したうえで、区域の見直し又は存続期間の更新等を検討した。

① 宇城鳥獣保護区(宇土市)面積の減少

2,394ha → 2,263ha(宇土市の要望に伴う 131ha の面積減少)

宇土市から「宇城鳥獣保護区」の農地の周辺部分が既に商工業用地となっていることから、本市の中長期的な産業経済の発展や定住移住の促進と秩序ある市街地形成を図るため、農地部分(131ha)の土地開発を行い、企業誘致を推進したい旨、要望あり。

② 令和7年度鳥獣保護区の更新地域における特例休猟区への変更

・市房鳥獣保護区(水上村)の特例休猟区への一部変更

1,146ha → 625ha(特例休猟区への変更に伴う 521ha の鳥獣保護区的面積減)

・白髪岳鳥獣保護区(あさぎり町)の特例休猟区への一部変更

1,790ha → 1,491ha(特例休猟区への変更に伴う 299ha の面積減)

・十万山鳥獣保護区(天草市)の特例休猟区への変更

1,200ha → 0ha(特例休猟区への変更に伴う 1,200ha の面積減)

※特例休猟区へ変更した場合の設定期間は3年間

・市房特例休猟区 (R7.11.1~R10.9.30)

・白髪岳特例休猟区 (R7.11.1~R10.9.30)

・十万山特例休猟区 (R7.11.1~R10.9.30)

※特例休猟区の場合

・狩猟によるシカ、イノシシの捕獲が可能

・有害鳥獣捕獲は鳥獣保護区や特例休猟区の区分に関係なくシカやイノシシ、カモ類等の駆除が可能

第13次鳥獣保護管理事業計画策定に伴う鳥獣保護区等新規・変更箇所

資料4-④

1 既指定鳥獣保護区の変更計画

計画年度	指定区分	名称	所在地	新規・変更区分	指定面積の異動			指定期間	変更理由	備考
					異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R7年度	森林鳥獣生息地	宇城	熊本市 宇土市 宇城市	縮小	2,394	131	2,263	R6.11.1~R16.10.31	宇土市から、鳥獣保護区内の農地区域の見直しを行い、企業誘致を推進する旨要望あり	
R7年度	森林鳥獣生息地	市房	水上村	縮小	1,146	521	625	R7.11.1~R17.10.31	鳥獣保護区から特例休猟区へ移行	
R7年度	森林鳥獣生息地	白髪岳	あさぎり町	縮小	1,790	299	1,491	R7.11.1~R17.10.31	〃	
R7年度	森林鳥獣生息地	十万山	天草市	縮小	1,200	1,200	0	R7.11.1~R17.10.31	〃	
計					6,530	2,151	4,379			

2 特例休猟区指定計画

計画年度	指定区分	名称	所在地	新規・変更区分	指定面積の異動			指定期間	変更理由	備考
					異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
R7年度	—	市房	水上村	新規	521	0	521	R7.11.1~R10.10.31	R6年度のニホンジカ生息頭数調査結果により、生息頭数がR1年度調査時の結果から増加していたこと等に伴い、鳥獣保護区から特例休猟区へ移行することにより、狩猟によるシカ・イノシシの捕獲効果を高めるため	
R7年度	—	白髪岳	あさぎり町	新規	299	0	299	R7.11.1~R10.10.31	〃	
R7年度	—	十万山	天草市	新規	1,200	0	1,200	R7.11.1~R10.10.31	〃	
計					2,020	0	2,020			

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）【第6期】変更の概要

1 第二種特定鳥獣管理計画の概要

本県では、ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化している。

このため、鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣保護管理計画を策定し、被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）対策をはじめ、許可基準の緩和、狩猟期間の延長や特例休猟区の設定等のニホンジカの管理対策を実施してきた。一方、植栽木等の被害防除対策については、森林環境保全整備事業計画等に基づき、防護柵の設置等を実施してきたところである。

(1) 計画の主な内容

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ・管理すべき鳥獣の種類 | ニホンジカ |
| ・計画の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |
| ・管理捕獲の目標 | 県内の最終生息目標頭数を約7,000頭 |
| ・捕獲計画推進のための対策 | 狩猟における規制緩和の継続
捕獲従事者の育成確保 |

2 第二種特定鳥獣管理計画今回変更の概要

(1) 変更内容

① 令和6年度生息調査結果を計画に反映する。

- ・令和元年度（2019年度）の推定生息頭数（89,220頭）の修正
推定生息頭数中央値 136,107頭（R1）
- ・生息状況（推定生息頭数、平均生息密度）の変更（市町村ごとに明記）
推定生息頭数中央値 149,627頭（R5）
平均生息密度中央値 31.027頭/km²（R5）

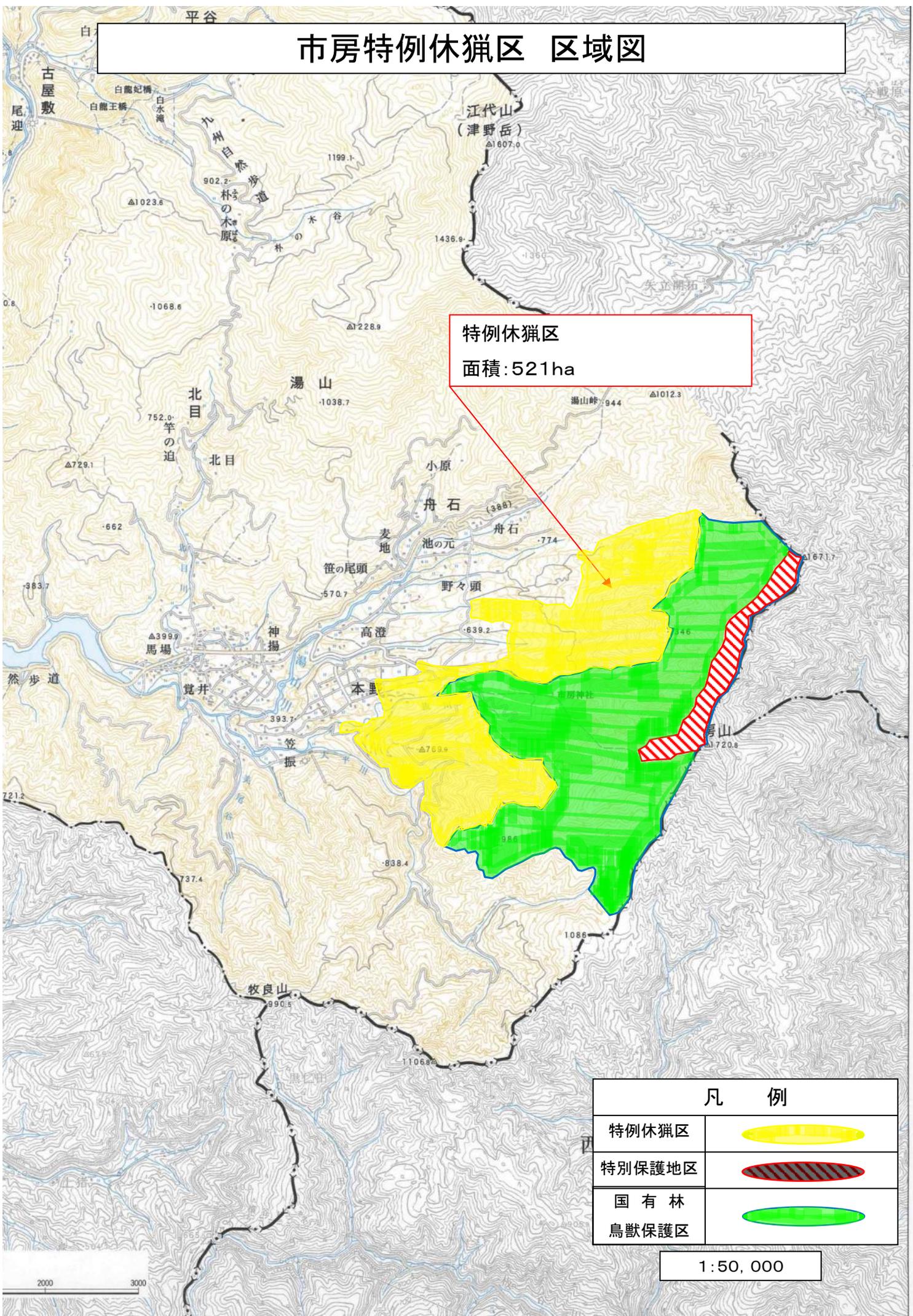
② 捕獲目標の見直し

令和6年度生息調査結果及び近年の捕獲実績を踏まえ、令和5年度の捕獲頭数を維持し、生息頭数の減少を目指すこととし、捕獲目標を見直す。

	令和3～8年度		令和7～8年度
捕獲目標頭	23,000頭/年	→	約30,000頭/年

市房特例休猟区 区域図

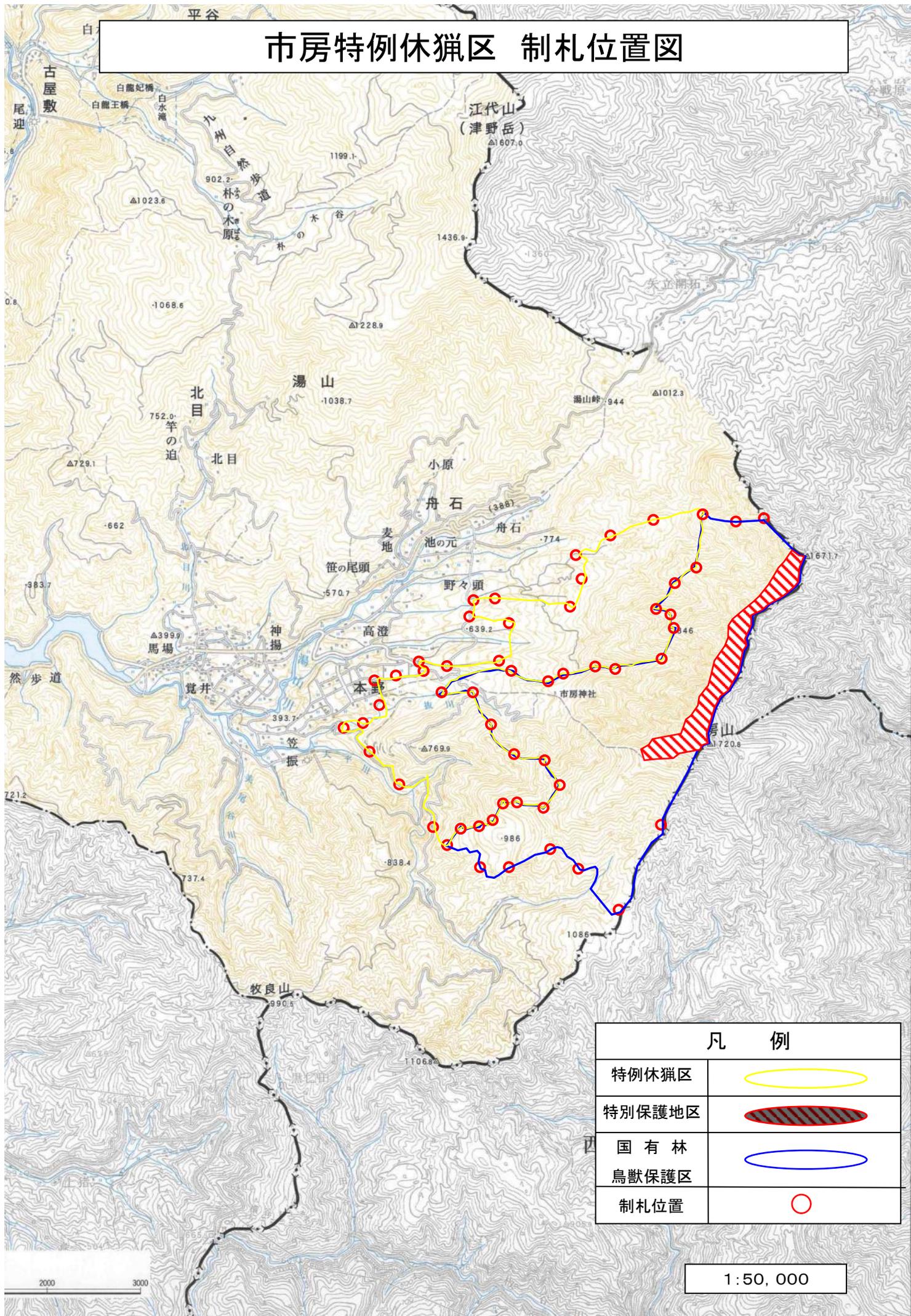
特例休猟区
面積:521ha



凡 例	
特例休猟区	
特別保護地区	
国有林 鳥獣保護区	

1:50,000

市房特例休猟区 制札位置図



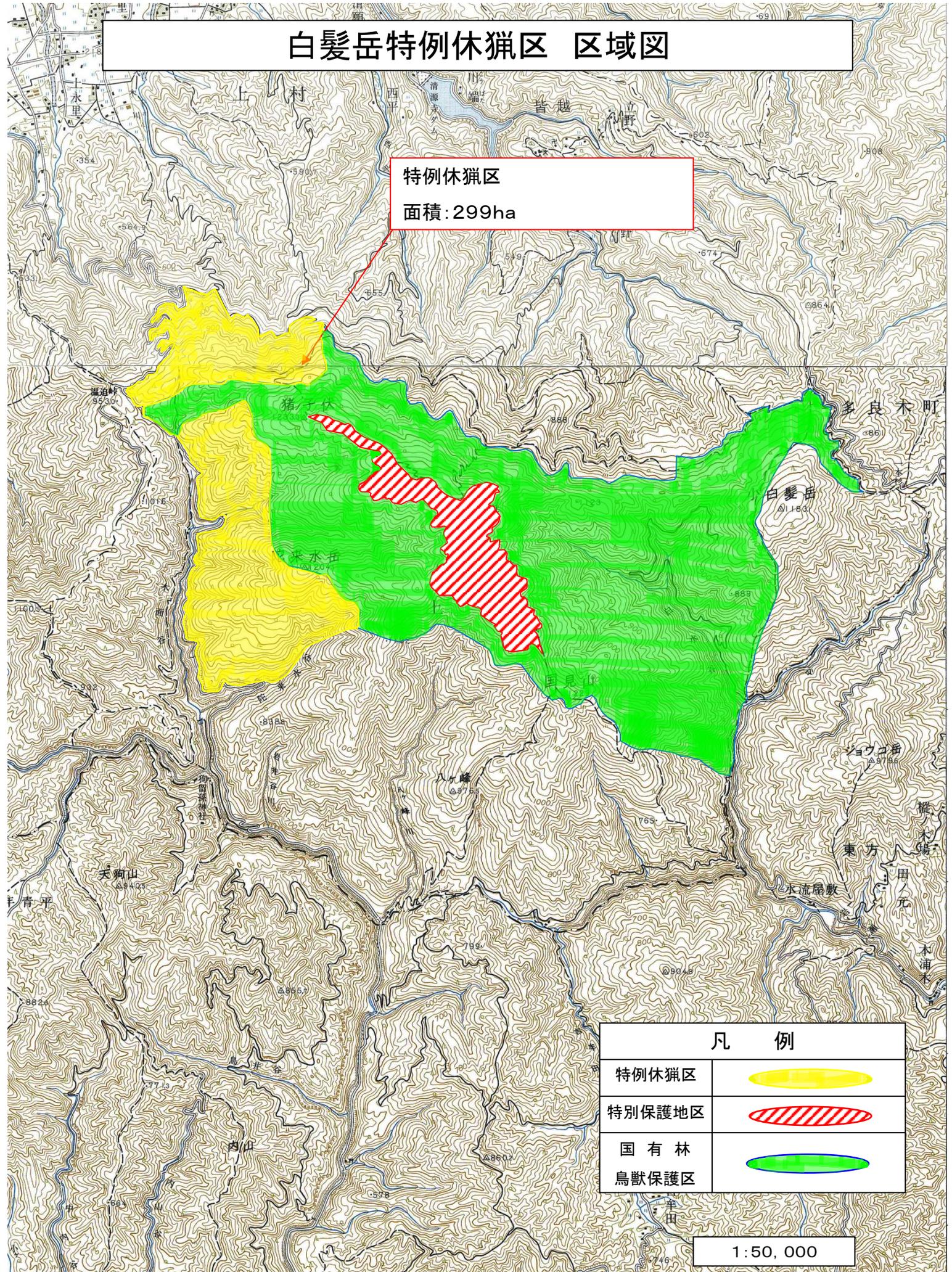
凡 例	
特例休猟区	
特別保護地区	
国有林 鳥獣保護区	
制札位置	

1:50,000

白髪岳特例休猟区 区域図

特例休猟区

面積: 299ha



凡 例	
特例休猟区	
特別保護地区	
国有林 鳥獣保護区	

1: 50, 000

特別保護地区
国有林3014林班り、3015林班さ、
3049林班れ、3050林班よ

林道炭山線

直線

私設
井上作業道

国有林道
白髪岳線

国有林
2003林班

林道
榎田大川筋線

国有林
3015林班

陀来水谷

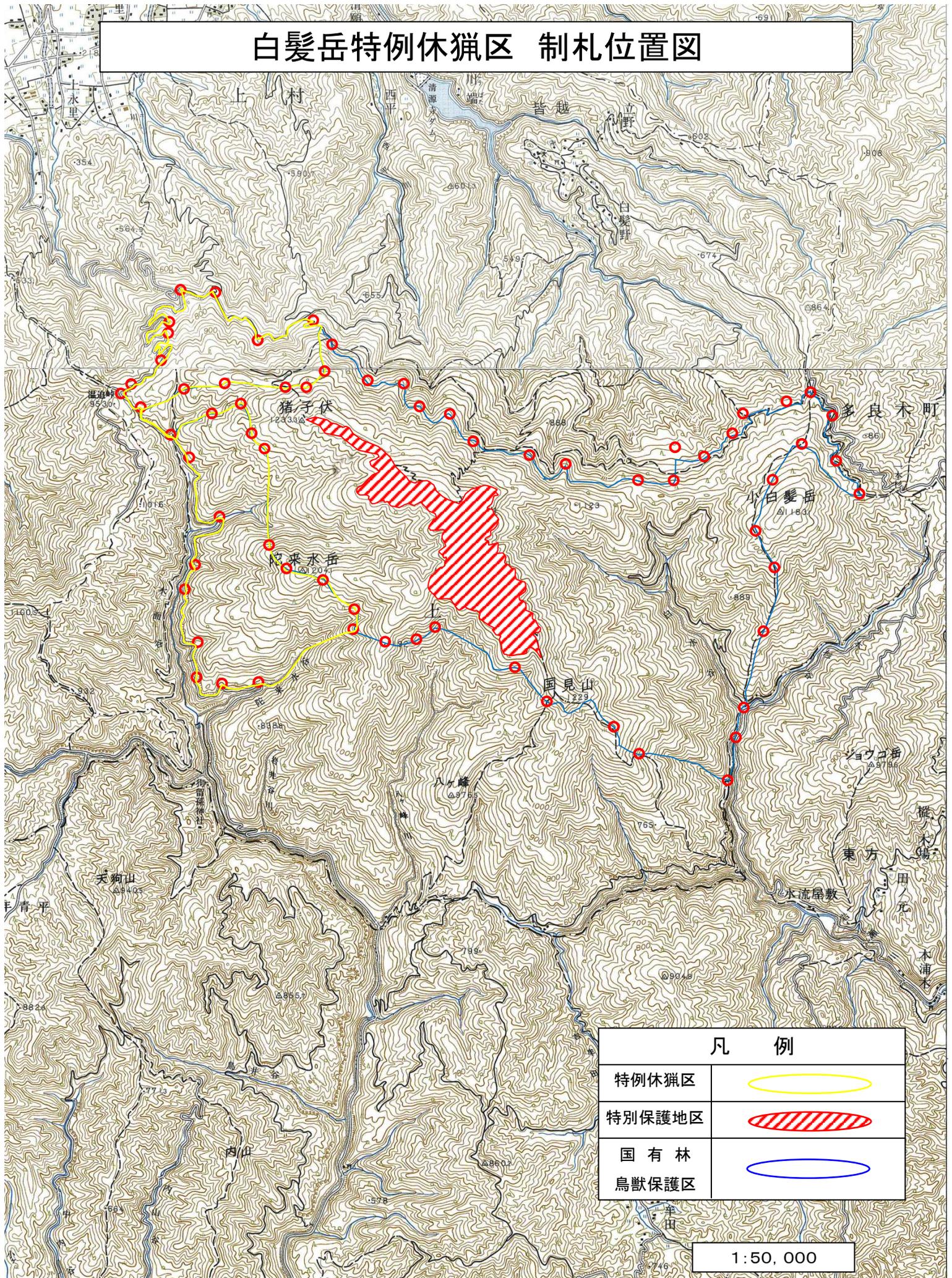
国有林
3050林班

国有林
3014林班

凡 例	
特例休猟区	
特別保護地区	
国有林 鳥獣保護区	

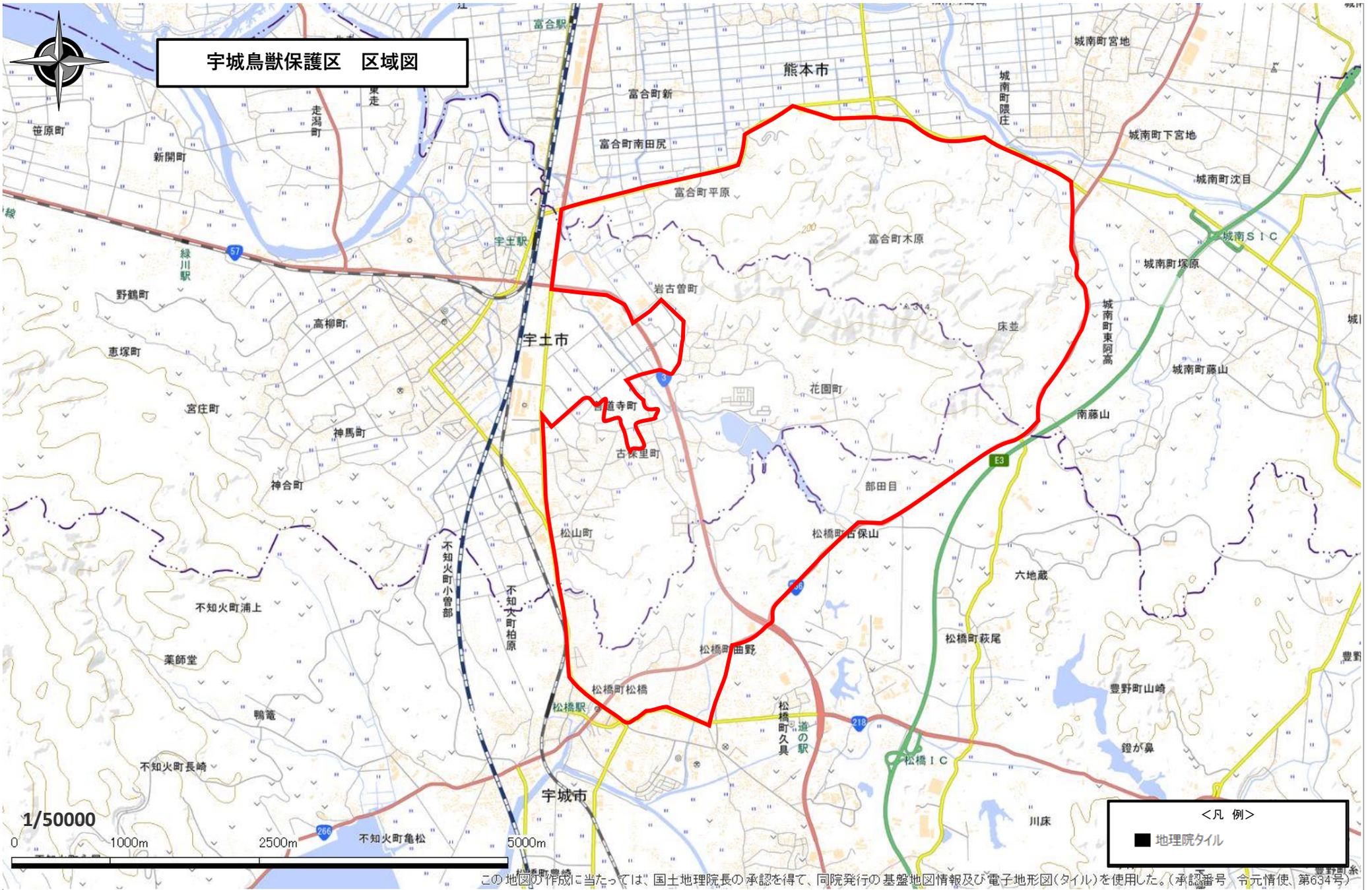
1:50,000

白髪岳特例休猟区 制札位置図

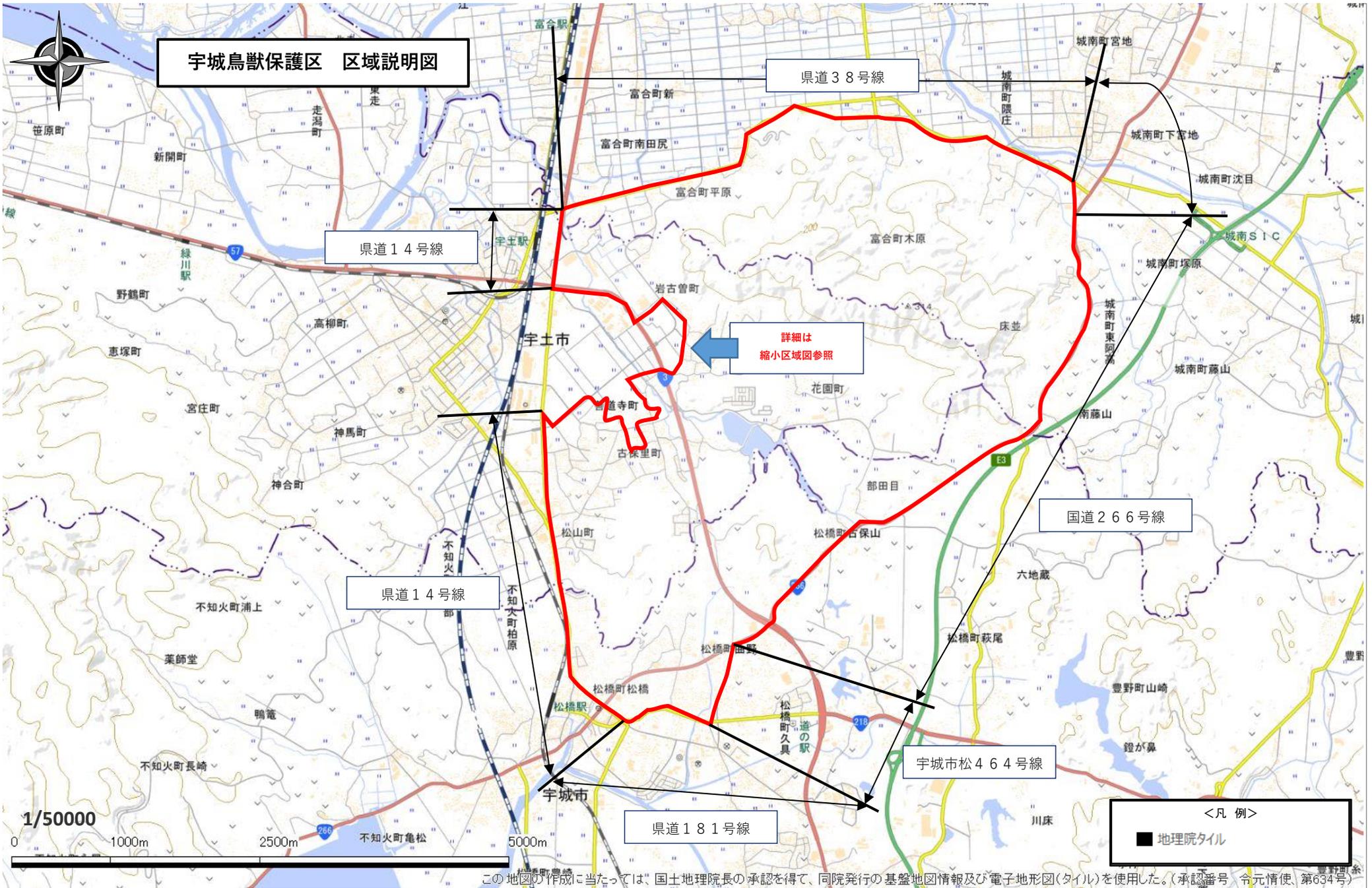


凡 例	
特例休猟区	
特別保護地区	
国有林 鳥獣保護区	

1:50,000



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報及び電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 令元情使、第634号)



宇城鳥獣保護区 区域説明図

県道38号線

県道14号線

詳細は
縮小区域図参照

国道266号線

県道14号線

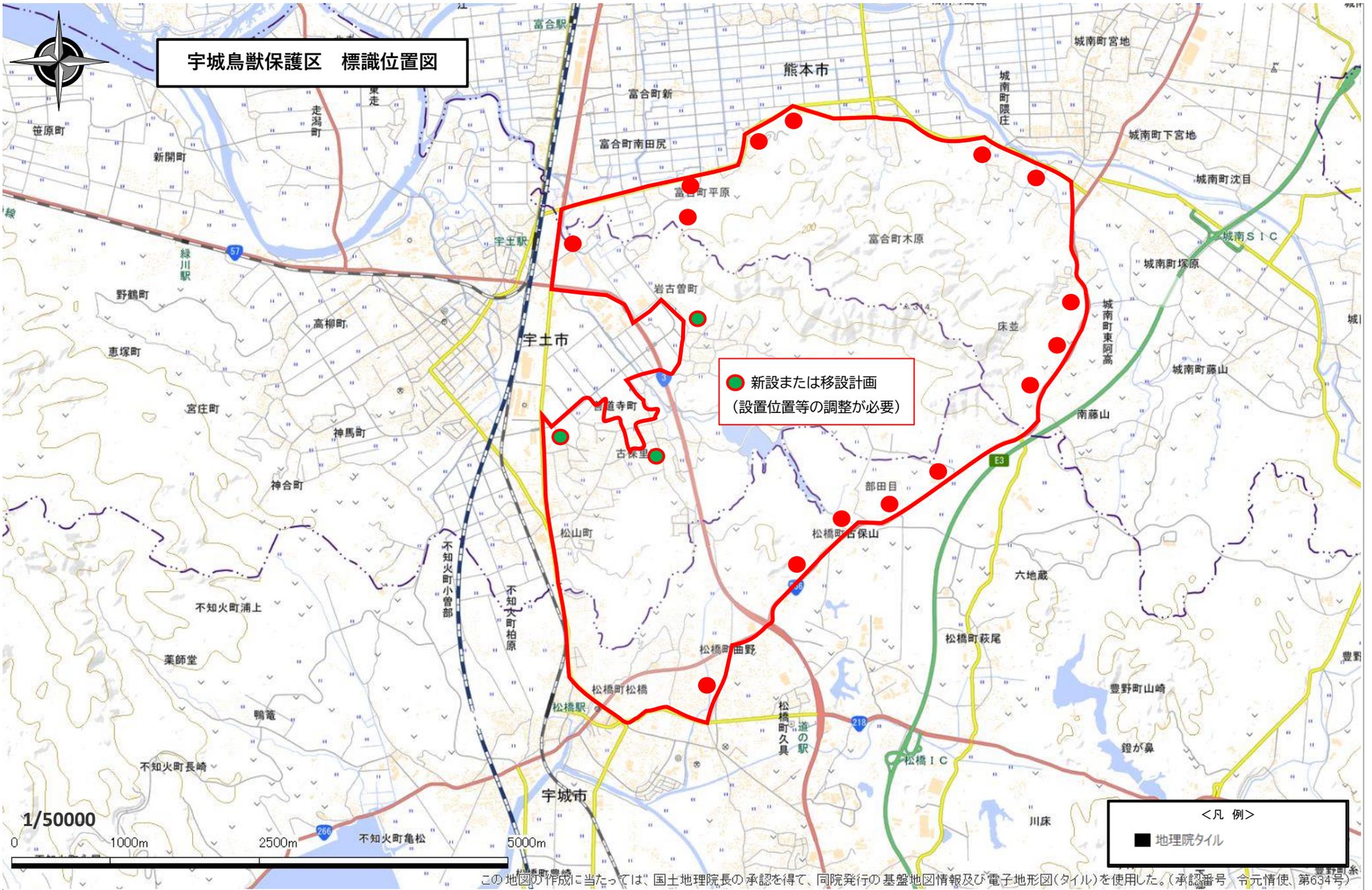
宇城市松464号線

県道181号線

<凡例>
 地理院タイル



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報及び電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 令元情使 第634号)



十萬山特例休猟区 区域説明図

